

# 資料集

**資料**

高萩市地域自立支援協議会設置要綱.....	1
第2期高萩市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員名簿.....	2
高萩市障害者計画及び障害福祉計画策定の主な経過.....	3
用語集.....	4

高萩市地域自立支援協議会設置要綱

制定 平成19年1月30日

改正 平成22年4月 1日

(設置)

第1条 障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、高萩市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 一般就労に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 高萩市障害者福祉計画及び高萩市障害福祉計画の策定、具体化等に関すること。
- (6) その他障害福祉行政の推進に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20名以内とし、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、障害者団体等をもって構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、高萩市健康福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第2期高萩市障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員名簿  
 (高萩市地域自立支援協議会委員名簿)

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
福祉サービス 事業者	◎ 豊田 守	(福)親交会 障害者支援施設リバティ若栗 施設長
	松下 博	(福)愛正会 障害者支援施設愛正園 施設長
保健・医療 機関	中村 貴代美	高萩それいゆ病院 ソーシャルワーカー(精神保健福祉士)
	関 律子	茨城県日立保健所 保健指導課長
教育・雇用 関係機関	栗原 智子	高萩公共職業安定所 所長
	永井 立雄	茨城県立北茨城特別支援学校 校長
企業	渡辺 光史	(株)常磐谷沢製作所 管理部 部長
障害者団体等	○ 蛭田 洋伸	高萩市身体障害者福祉協議会 会長
	長谷川 賢次	高萩市視覚障害者福祉協議会 会長
	爲永 美紀	高萩市手をつなぐ育成会 副会長
	皆川 洋一	高萩地方家族会 会長
	三國 省治	高萩市民生委員児童委員協議会 会長
	棚谷 光雄	(福)高萩市社会福祉協議会 事務局長

※◎会長 ○副会長

## 高萩市障害者計画及び障害福祉計画策定の主な経過

年月日	内 容
平成26年9月1日～ 9月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆アンケート及び意見書の実施</li> <li>・障がいのある人1,500名</li> <li>・一般の方1,000名</li> <li>・障がい福祉関係団体5団体</li> </ul>
11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成26年度第1回高萩市地域自立支援協議会</li> <li>・第2期障害者福祉計画・第4期障害福祉計画について</li> <li>・第3期障害福祉計画における福祉サービスの実績及び評価について</li> <li>・福祉に関するアンケート調査の結果について</li> </ul>
平成27年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成26年度第2回高萩市地域自立支援協議会</li> <li>・第2期障害者福祉計画・第4期障害福祉計画(素案)について</li> <li>・第4期障害福祉計画の目標数値等の決定について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
2月19日～ 3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆パブリックコメント実施</li> </ul>
3月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成26年度第3回高萩市地域自立支援協議会</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・第2期障害者福祉計画・第4期障害福祉計画(案)について</li> </ul>

## 用語集

### か行

#### 基幹相談支援センター

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなりました。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的としています。

#### 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人が、5人程度の人数で借家やアパート等で家庭的な雰囲気を持って共同生活をし、同居者あるいはスタッフが生活援助を行います。

#### 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の代わりに、代理人が権利を表明することをいいます。

#### コーディネーター

物事の流れを円滑にする調整者のことをいいます。社会福祉の援助においては、他の職種とのチームワークが不可欠ですが、その際にその人達との調整が必要となります。特に地域援助活動においては、地域内の施設、機関、団体間を統合的に調整するのが重要な役割となっています。

#### 高次脳機能障がい

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がいなどにより脳に損傷を受けてその後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいなどを指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状があります。

### さ行

#### 社会福祉協議会

すべての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっています。

#### 自立支援協議会

障がいのある人の地域における自立生活を支援していくため、障がいのある人・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場です。地方公共団体が単独または共同して設置します。

## 障害基礎年金

国民年金法、厚生年金保険法等に基づき、疾病又は負傷(傷病)によって、一定程度の障がいの状態になった者に対して支給される公的年金です。

## ジョブコーチ

職場に出向いて行う、障がいのある人が仕事に適應するため、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行います。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し、配慮するための助言を行います。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、障がい程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種支援を受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる障がいの範囲は、身体障害者福祉法によって定められており、1級から7級までの区分が設けられています。(ただし、7級の障がい一つのみでは手帳の対象にはなりません。)

## 成年後見制度

精神・知的などの障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度です。家庭裁判所が審判を行う法定後見と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見があります。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が一定の精神障がいの状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じ易くすることにより、社会参加などの促進を図ることを目的としています。

## 精神通院医療受給者証

精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

## 相談支援専門員

障がいのある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。

## た行

### 地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、地域活動などを支援する施設です。障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つです。

## な行

### 難病(特定疾患)

関節リウマチやベーチェット病など、原因不明で治療方法が確立しておらず、長期にわたり療養を必要とする疾病をいいます。

### ネグレクト

乳幼児に対する適切な養育を親が放棄することをいいます。例えば、子供に食事を与えない、乳児が泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強くしかって子供の情緒を不安にさせるなどの行為のことで、これによって、子供の精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれています。育児放棄、育児怠慢などともいいます。

### ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せず、普通の人と同じように受け入れ、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいこうという考え方をいいます。

## は行

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

### バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や身体障がいのある人等の利用にも配慮した設計を「物理的バリアフリー」といいます。具体的には、車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材、手すり、点字の案内板等があげられます。ほかに、情報のバリアフリーやコミュニケーションのバリアフリーなどがあります。

### PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理など、管理業務を円滑に進める手法をいいます。PLAN(従来の実績や将来の予測を基にして業務計画を作成)→DO(計画に沿って業務を行う)→CHECK(業務の実施が計画に沿っているかを確認)→ACT(実施が計画に沿っていない部分を調べ処置する)これらの繰り返しです。

## や行

### ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境を、年齢や障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人が利用できるように、はじめから考えて設計されたデザインをいいます。



## ら行

### リハビリテーション

身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練をいいます。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれます。広くは、人間らしく生きる権利(全人間的復権)を意味します。

### 療育手帳

知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うと共に、各種支援を受け易くすることを目的としています。手帳の様式は統一されておらず、地域によって区分が異なり、申請の流れや判定機関も異なる場合があります。

## 第2期障害者計画及び第4期障害福祉計画

平成27年3月

発行	高萩市
編集	健康福祉部福祉事務所社会福祉課
TEL	0293-23-7030
ホームページ	<a href="http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/">http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/</a>